

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第15号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

別表第1部長及び技術監理室長の項中第3号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 所属職員の2日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、京都市職員厚生会及び京都市職員共済組合の業務並びに職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程第2条第6号の規定によるものを除く。

別表第1課長（水道管路管理センター及び鳥羽水環境保全センターの課長を除く。）、業務管理担当課長、所長（水質管理センター所長、水道管路管理センター所長及び鳥羽水環境保全センター所長を除く。）及び場長の項第3号中「ただし、」の右に「京都市職員厚生会及び京都市職員共済組合の業務並びに」を加え、同項第5号及び第6号中「軽易な又は定例の」を「軽易又は定例的な」に改める。

別表2総務部長の項中第9号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第8号を削り、同項第7号中「調達契約」の右に「及びこれ」を加え、同号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (9) 1件1,000,000円以下の不用物品の売却及び交換契約に関する事。

別表第2総務部長の項中第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 1件100,000,000円以下の工事請負契約に関する事。

別表第2経営・防災担当部長の項中第1号から第3号までを削り、第4号から第9号までを3号ずつ繰り上げる。

別表第2総務課長の項第1号及び第2号中「軽易な又は定例の」を「軽易又は定例的な」に改める。

別表第2防災・財産管理担当課長の項に次の1号を加える。

- (10) 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事。

別表第2お客さまサービス推進室長の項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、

第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 営業所所属職員の2日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、京都市職員厚生会及び京都市職員共済組合の業務並びに職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程第2条第6号の規定によるものを除く。

別表第2お客さまサービス推進室長の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 所属職員の2日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、京都市職員厚生会及び京都市職員共済組合の業務並びに職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程第2条第6号の規定によるものを除く。

別表第2京北分室担当課長の項第3号中「ただし、」の右に「京都市職員厚生会及び京都市職員共済組合の業務並びに」を加える。

別表第2水質管理センター所長の項に次の1号を加える。

- (3) 所属職員の2日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、京都市職員厚生会及び京都市職員共済組合の業務並びに職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程第2条第6号の規定によるものを除く。

別表第2水質第1課長の項及び水質第2課長の項を削り、水質管理センター所長の項の次に次の1項を加える。

「

水質管理センターの課長	(1) 京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第2条による駐車に関する許可に関する事。
-------------	--

」

別表第2水道部管理課長の項第1号及び第2号中「軽易な又は定例の」を「軽易又は定例的な」に改め、同項第4号を次のように改める。

- (4) 特別給水の実施に関する事。

別表第2配水課長の項に次の1号を加える。

- (4) 特別給水に係る料金等の調定（水道料金の調定を除く。）及び徴収に関する事。

別表第2水道管路管理センター所長の項中第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 所属職員の2日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、京都市職員厚生会及び京都市職員共済組合の業務並びに職務に専念する義務の特例に関する条

例施行規程第2条第6号の規定によるものを除く。

別表第2水道管路管理センターの課長の項第3号中「ただし、」の右に「京都市職員厚生会及び京都市職員共済組合の業務並びに」を加え、同項第5号及び第6号中「軽易な又は定例の」を「軽易又は定例的な」に改め、同項第10号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同項第14号を削り、同項第15号を同項第14号とし、同項第16号を同項第15号とし、同項第17号を削る。

別表第2水道管路建設事務所の項に次の1号を加える。

(2) 工事の着手及び中止命令に関すること。

別表第2下水道部管理課長の項第1号及び第2号中「軽易な又は定例の」を「軽易又は定例的な」に改める。

別表第2鳥羽水環境保全センター所長の項第3号中「軽易な又は定例の」を「軽易又は定例的な」に改め、同項第4号中「軽易な又は定例の」を「軽易又は定例的な」に、「第8号及び第10号から第17号まで」を「第9号及び第11号から第18号まで」に改め、同項第12号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同項第3号から同項第17号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 所属職員の2日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし、京都市職員厚生会及び京都市職員共済組合の業務並びに職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程第2条第6号の規定によるものを除く。

別表第2鳥羽水環境保全センターの課長の項第1号中「担当課長は」を「担当課長を」に改め、同項第3号中「ただし、」の右に「京都市職員厚生会及び京都市職員共済組合の業務並びに」を加える。

別表第2鳥羽水環境保全センター吉祥院支所長の項第1号中「担当課長は」を「担当課長を」に、「欠勤等」を「、欠勤等」に改め、同項第3号中「ただし、」の右に「京都市職員厚生会及び京都市職員共済組合の業務並びに」を加え、同項第5号及び第6号中「軽易な又は定例の」を「軽易又は定例的な」に改め、同項第11号中「物件、労力その他」を「物品等」に改める。

別表第2下水道建設事務所の項を削り、ポンプ施設事務所長の項の次に次の1項を加える。

「

下水道建設事務 所長	(1) 工事の着手及び中止命令に関すること。 (2) 京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第2条 による駐車の手続きに関すること。
---------------	---

」

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)